

ふくし りよう きんせんかんり えんじょ
福祉サービスの利用や、金銭管理の援助をします。

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう

地域福祉権利擁護事業

こま
こんなことで、困っていませんか？

書き方かたがよくわからない。
年金ねんきんや福祉手当ふくしうあての書類しょるいの

家賃やぢんや電気でんき・ガスの利用料りよつきようりょうの支払いしはらわすを忘れる。

介護保険サービスの苦情くじょうの手続きてづづがわからない。

最近さいきん、通帳つうちょうのしまい場所ばしょをすぐ忘わすれてしまう。

福祉のサービスを利用りよしたいが、よくわからない。



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい
東京都社会福祉協議会

そんな時、次のよ^うな、あなたのお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスについてのご案内。

福祉サービス利用の手続き・利用料支払いの手続き。

福祉サービスについての、苦情解決制度の利用の手続き。

年金、福祉手当の受け取りに必要な手続き。

公共料金や、家賃などの支払い手続き。

預金の出し入れ。

日常的な金銭管理サービス

年金、福祉手当の受け取りに必要な手続き。

公共料金や、家賃などの支払い手続き。

預金の出し入れ。

書類等の預かりサービス

通帳、印鑑、権利証などのお預かり。

契約前の相談は、無料です。
気軽に相談してください。

○ご連絡をいただけば、社会福祉協議会等の職員（専門員）がお伺いいたします。

○職員（専門員）は、あなたの困りどとや希望を伺います。

○サービスの内容など、疑問点があれば、

○遠慮なく職員（専門員）にお尋ねください。

○あなたの秘密は守りますので、安心して相談してください。

職員（専門員）が、あなたの希望をお聞きして、
「支援計画」を作成します。

○「支援計画」は、実際に行う支援の内容を決めるものです。

○希望があればしっかりと、職員（専門員）に伝えてください。

「支援計画」の内容がご納得のいくものであれば、
契約が結ばれ、生活支援員が、お手伝いします。

○サービスを受けるためには、契約を結ぶ必要があります。

○契約後も、あなたがこのサービスをやめたくなつた時は、



契約後の、生活支援員によるお手伝いは、**有料**です。

基本利用料

福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理

一回一時間まで千円

(一時間をお預かりした場合は三十分钟までだとに五百円加算)

※通帳をお預かりして生活費をお届けする場合や、

金融機関の貸金庫に通帳等をお預かりする場合は、

別に利用料をいただきます。

※生活保護世帯の方はご相談ください。



ご相談窓口

地域福祉権利擁護事業は、
福祉サービスの利用や
利用料のお支払いなどを、
一人でするのがむずかしい方を、
援助するものです。